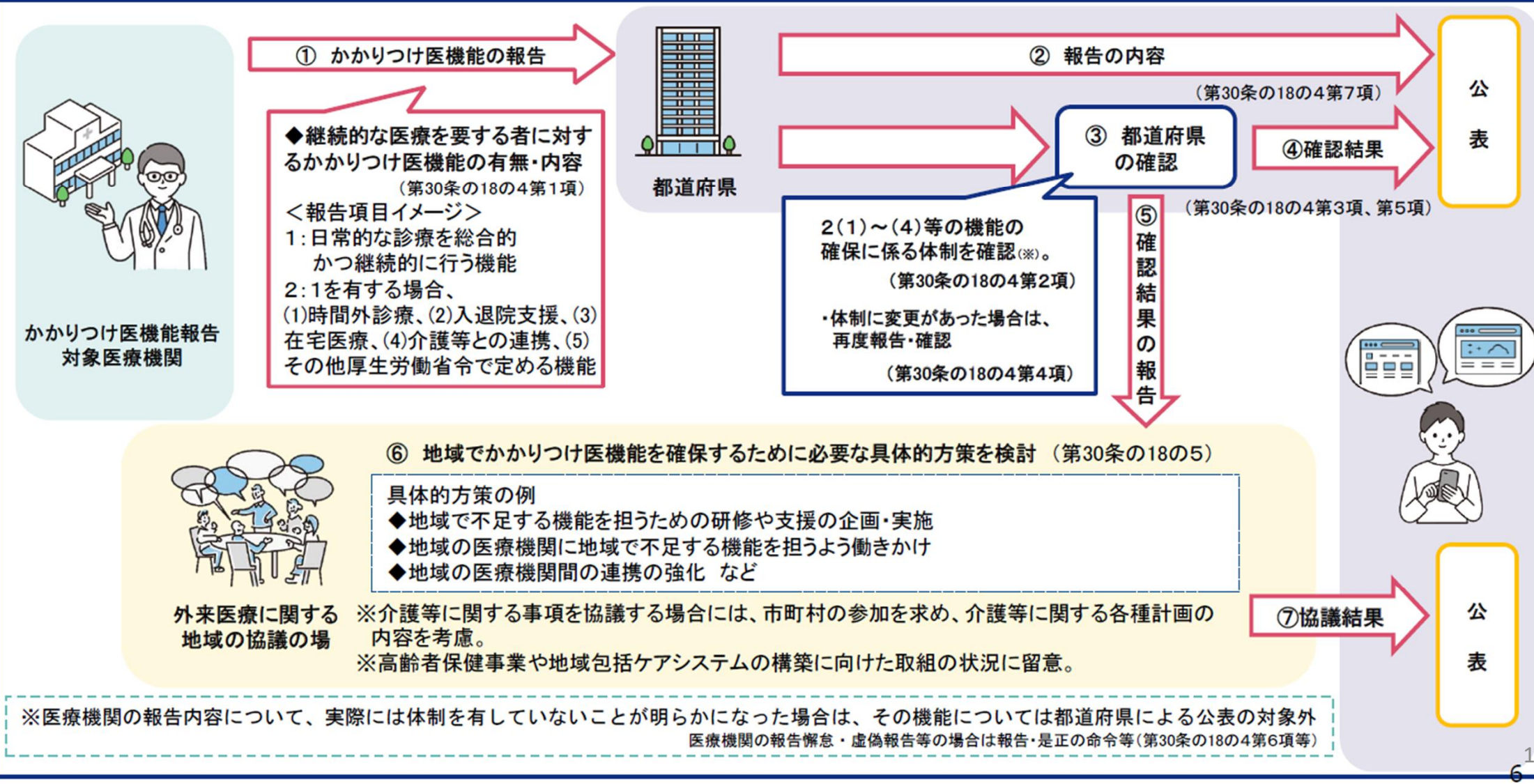
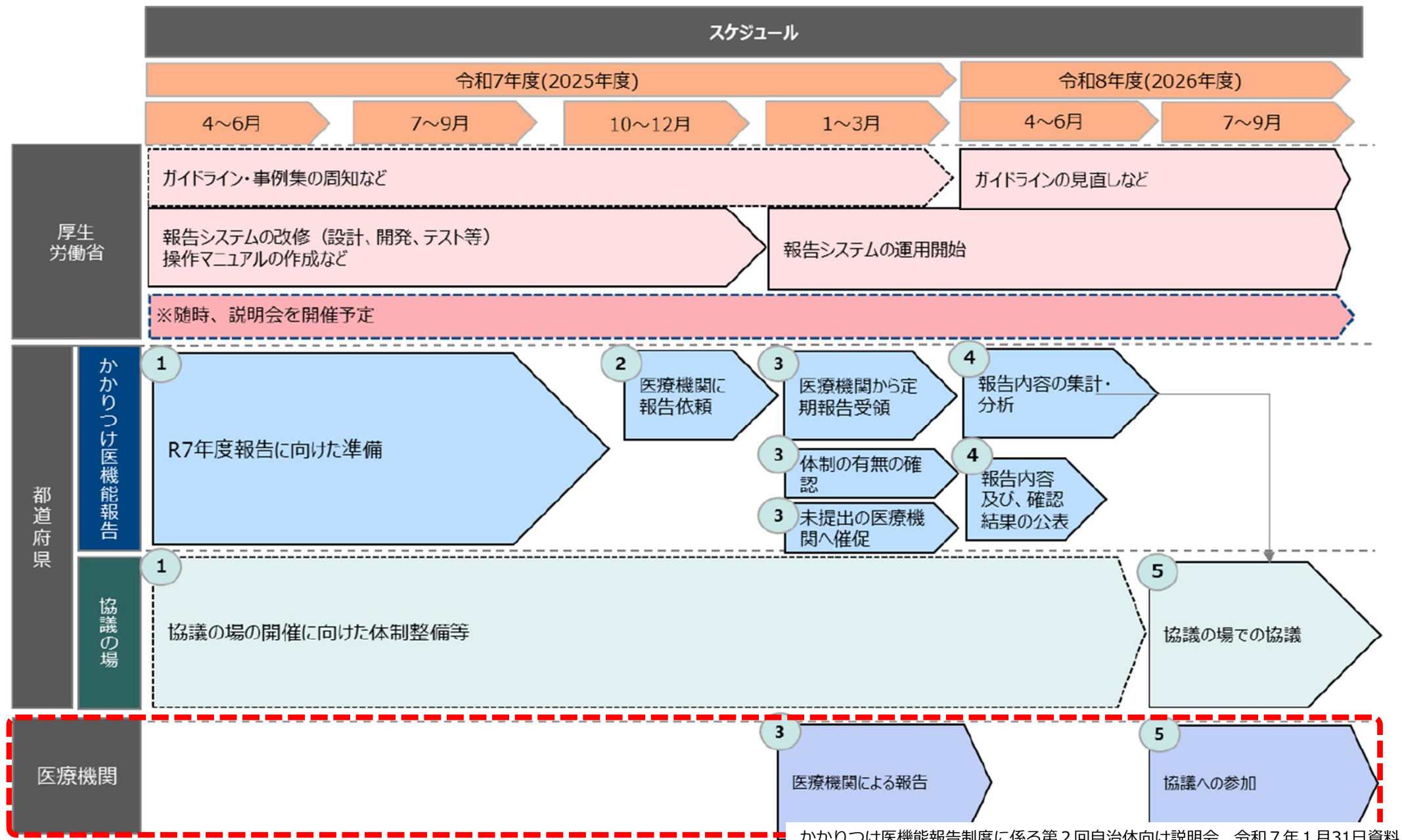


かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告制度施行後の当面のスケジュール



- ・ 6月27日付で「かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン」が発出されました。
- ・ 具体的な運用や各報告事項の詳細を定めた「かかりつけ医機能報告マニュアル（仮称）」が今後発出される予定です。
- ・ 協議の場については現在検討中ですが、具体的な運用は令和8年度以降になる見込みです。